

女性職員の活躍推進のための新潟県教育委員会  
特定事業主行動計画（第2期前期計画）（概要）

令和8年7月1日 公表

**1 計画の対象職員**

◇新潟県教育委員会が任命する職員（県費負担教職員、臨時・会計年度任用職員含む）

**2 計画策定の背景及び趣旨**

◇国、地方公共団体、企業等が一体となって、女性の活躍を推進するため、平成27年9月に「女性活躍推進法」が施行

◇同法が令和17年度末まで10年間延長となったことから、従前計画の取組内容を踏まえ第2期前期計画を策定し、取組を一層推進

**3 計画期間**

◇令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

**4 達成目標**

目 標 項 目	R12 目 標
(1)女性が活躍できる環境だと思える職員割合	<b>90%以上《新規》</b>
(2)採用者に占める女性割合	おおむね50%
(3)平均継続勤務年数の男女差	男女間で著しい差異が生じないように努める
(4)管理的地位の職に占める女性職員の割合 ①校長、副校長及び教頭に占める女性職員の割合 ア 市町村立学校、県立特別支援学校 ・校長 ・副校長及び教頭 イ 県立高等学校、中等教育学校及び県立中学校 ・校長 ・副校長及び教頭 ②課長級以上の職員等に占める女性職員〔教育職員以外の職員に限る〕の割合	①-ア 校 長：25%以上 副校長及び教頭：30%以上 《目標引上げ》 ①-イ 校 長：25%以上 副校長及び教頭：30%以上 《目標引上げ》 ② 20%以上 《目標引上げ》
(5)管理監督職（係長相当職以上）に占める女性職員〔教育職員以外の職員に限る〕の割合	<b>40%以上</b> 《目標引上げ》
(6)育児休業取得率	男性：85%以上 (2週間以上の取得率) 《目標引き上げ》 女性：95～100%
(7)男性職員の育児参加 (出産予定日前6週～出産後8週までの間に育児休業、妻の出産休暇、男性職員の育児参加休暇を取得した割合)	<b>100%</b> (合計5日以上)の取得率) 《目標引き上げ》

**5 具体的な取組内容**

◇女性教職員の職域拡大、キャリア形成に向けた支援

◇働きやすい職場環境づくり